

## エネファーム補助金交付後の変更 – 補助事業者等に係る変更手続きについて –

補助金を受けて取得した補助対象システム（燃料電池システム）については、補助事業者（補助金を受けた方）が責任を持って管理し、補助金の交付の目的に従って6年間以上継続して使用する義務があります。

6年間の処分制限期間内に補助事業者に係る変更（死亡による相続／姓名変更／社名変更／成年後見人選任／現住所の変更等）が発生した場合には、「補助事業における補助事業者等に係る変更完了報告書」を提出してください。

【手続きの流れ】

※一般社団法人燃料電池普及促進協会を以下「FCA」という。

完了報告書  
の作成・提出

□補助事業における補助事業者等に係る変更完了報告書（C-1B）

<添付書類>

□変更前と変更後の内容を確認できる書類（写し可）

### 【死亡による相続】

戸籍謄本、住民票等（死亡、相続人との関係、相続人の現住所が確認できるもの）

### 【姓名変更】

戸籍謄本

### 【社名変更】

法人登記事項証明書等

### 【成年後見人選任】

登記事項証明書

### 【補助事業者現住所】

個人の場合：住民票、運転免許証（表・裏の写し）等

法人の場合：法人登記事項証明書等

※必ずコピーを取り、補助事業者および手続代行者が保管してください。

（提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。）

FCA 受付・審査

※書類に不備があった場合、補助事業者または手続代行者へ連絡します。

**※ 不備がない場合、特にFCAより連絡は致しません。**

«送付先»

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル7階

TEL: 03-6695-0420

書留郵便（簡易書留・レターパックプラスは可）等で送付してください。